

令和2年9月第8回亶理町議会定例会会議録（第4号）

○ 令和2年9月10日第8回亶理町議会定例会は、亶理町役場議事堂に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番	小野 一雄	2 番	鈴木 邦彦
3 番	高野 進	4 番	結城 喜和
5 番	安藤 美重子	6 番	大槻 和弘
7 番	鈴木 秀一	8 番	小野 明子
9 番	佐藤 邦彦	10番	木村 満
11番	森 義洋	12番	渡邊 健一
13番	澤井 俊一	14番	佐藤 正司
15番	鈴木 高行	16番	熊田 芳子
17番	鈴木 邦昭	18番	佐藤 實

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	山 田 周 伸	副 町 長	三 戸 部 貞 雄
総 務 課 長	牛 坂 昌 浩	企 画 課 長	齋 義 弘
財 政 課 長	大 堀 俊 之	税 務 課 長	佐 々 木 厚
町 民 生 活 課 長	岡 崎 詳 子	福 祉 課 長	佐 藤 育 弘
長 寿 介 護 課 長	橋 元 栄 樹	子 ども 未 来 課 長	岩 泉 文 彦
健 康 推 進 課 長	齋 藤 彰	農 林 水 産 課 長	菊 池 広 幸
商 工 観 光 課 長	関 本 博 之	都 市 建 設 課 長	袴 田 英 美
施 設 管 理 課 長	齋 藤 輝 彦	上 下 水 道 課 長	齋 藤 秀 幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	菊 地 邦 博	教 育 課 長	奥 野 光 正
教 育 次 長	南 條 守 一	教 育 総 務 課 長	太 田 貴 史
生 涯 学 習 課 長	片 岡 正 春	農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 勝 徳
選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	牛 坂 昌 浩	代 表 監 査 委 員	渋 谷 憲 之

○ 事務局より出席した者の職氏名

庶 務 班 長	佐 藤 貴	副 班 長	久 保 美 保
主 事	片 岡 工		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第70号 物品購入契約の締結について（令和2年度防火備蓄品購入事業）
- 日程第 6 議案第71号 字の区域を新たに画することについて
- 日程第 7 議案第72号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第73号 令和2年度亶理町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 報告第15号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
- 日程第12 報告第16号 令和元年度亶理町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 日程第13 報告第17号 令和元年度亶理町水道事業会計の資金不足比率について

午前10時00分 開議

議長（佐藤 實君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤 實君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、7番 鈴木秀一議員、8番 小野明子議員を指名いたします。

日程第2 議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第2、議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） それでは、議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書につきましては1ページ、それから新旧対象表につきましては1ページからとなります。

今回の改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、固定資産評価審査委員会条例において引用法律名の変更及び条ずれが生じたことから一部改正を行うものとなっております。

新旧対照表でご説明いたしますので、新旧対照表2ページをお開き願います。

第7条第2項中、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（第11条第1項第2号において「情報通信技術利用法」）第3条第1項を情報通信技術

を活用した行政の推進等に関する法律（第11条第1項第2号において「情報通信技術活用法」）第6条第1項に改め、次ページになりますが、第11条としまして第1項第2号中、情報通信技術利用法第4条第1項を情報通信技術活用法第7条第1項に改正するものでございます。

議案書1ページに戻りまして、附則としまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 行政運営の簡素化・効率化、行政手続について情報通信の技術を活用するということでの一部改正の提案でございます。そうした場合に、この効率化、固定資産評価の効率化に向けてどう生かし得るのか、また課題は何なのかについて伺いたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 今回の法案につきましては、特に固定資産評価審査委員会条例につきまして文言の整理ということになりますので、特に今回の法案の改正につきましては、影響がないものと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 今までですと、固定資産関係ですと、固定資産評価計算ソフトとか、家屋評価システム、あと航空写真での撮影の家屋の状況調査とか、そういうふうなものが、全般的な固定資産評価の情報システムが大規模なシステムとして業者に委託をしているわけでございます。今後のこの情報化というのは、ITによってブロードバンド活用によるいろんなアプリケーションサービス、プロバイダーの活動で、自治体コストを大きく下げの一因となるというふうなことでの改正も含めて今回提案されたというふうに思うわけでございます。その辺あたりについて、利用する際の課題についてどうかということでございます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 特に審査において課題等はないものと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） これからIT化がどんどん進んでいくわけです。非常に進化の速いものでございますので、これをうまく上手に利用していくことが大事ではないかというふうに思うところがございます。そういうことを申し上げたいというふうに思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） すみません、何点かあるんですが、1つずつ。

まず、この法律の改正というのが昨年の6月にありまして、その改正後6か月以内に公布しなければならないというふうになっていたかと思うんですけども、そうしますと本町のこの条例改正が若干遅れているのかなというふうに考えるんですが、その点、ちょっと具体的にご説明お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、議員おっしゃるとおり、この今回の法案につきましては、12月に施行されております。こちらの法令関係の改廃情報の確認漏れがありましたので、今回の提案となっております。大変申し訳ありませんでした。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） その辺、見つけたときに直していただければ大丈夫なのかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、本条例、この改正です。固定資産評価されて、それに不服がある方が不服申立てをしたときに登場してくると。そのような委員会だということであるんですけども、その中で、手続の簡素化という部分についてどのように具体的に変わってくるのか、この点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 今回の改正につきましては、文言の整理だけになりますので、第7条におきましては書面審理ということで、審査における町長からの弁明書ですか、これの提出につきまして電子メールにより可能であるというような内容につきましては変更ございませんので、特に認識はしておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） すみません。3問目なんで一緒に聞いちゃうんですけども、これ手続の不服申立てについての手続が電子化できて、それについての処分通知も電

子化できるというふうなことなので、ただの文言の整理とはちょっと違うのかなと認識していたんですけれども、その辺、ちょっともう一度答弁いただきたい。

そして、もう一つ。この不服申立てがあって、この委員会に対して諮問したということが今までにあったのかどうか、こちらのほう、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの質疑でございますけれども、手続上につきましては、デジタル化、そこまでは至っておりませんので、各様式等につきまして手続、従来どおりの形になろうかと思えます。

それから、過去にあったかどうかなんですが、私が記憶するところではございません。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点だけお伺いしたいんですが、情報通信技術を活用したというような形になるわけですけれども、今後の展開としてほかの事務への適用というのが今後どのように考えられるのかだけお知らせお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） すみません、ただいまの質疑でございますけれども、ほかの関連するところということで、理解してよろしいでしょうか。（「新しい事務としてこれも適用になるのではないかというのがあるんじゃないかということです」の声あり）今回の条例の関係でですか。（「はい」の声あり）特には影響するところはないものと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） なければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第3、議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） それでは、議案第68号についてご説明いたします。

議案書2ページをお開き願います。

議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正内容につきましては、改正箇所が多いことから、お配りしております改正概要資料にてご説明をいたしますので、ご準備をお願いいたします。

なお、改正に伴う条ずれや文言の整理等につきましては、説明を省略させていただきますので、ご了承願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準において、昨年10月からの幼児教育・保育無償化の実施に伴う保育施設における食事の提供に要する費用、いわゆる給食費の取扱いが改正されたことに加えまして、特定地域型保育事業者の連携施設に関する規定が改正されたことから、本町条例の一部を改正するものでございます。

なお、改正後の国基準については、令和元年10月1日に施行されておりますが、経過措置といたしまして施行日から1年を超えない期間内において市町村が条例で定めるまでの間は、国が定める新基準を市町村の条例で定める基準とみなすと

されており、本町においては、現在この規定に基づき運営しているところでございます。

それでは、改正の内容についてご説明いたします。

3の改正内容をご覧ください。

初めに、子どものための教育・保育給付に係る用語の整理につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正により、国の基準で用いられていた「支給認定」、「支給認定子ども」等の用語が「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定子ども」等にそれぞれ改められたことから、本町条例第2条から第52条及び附則第2条に係る当該用語を国基準同様に改正するものでございます。

次に、食事の提供に要する費用の取扱いの変更でございますが、幼稚園・保育所等を利用する子供の保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用について、保育所で申しますと、これまで利用者負担額、これは保育料でございますが、これに副食費も含んでいたため、主食の提供のある施設を除き給食費の徴収はございませんでしたが、今般の改正では3歳以上の子供に係る副食費について保護者の負担とされたことから、本町条例第13条において副食費の徴収に関する規定を改正するものでございます。

資料の裏面をお開きください。

また、副食費の徴収免除に係る規定につきましては、今般、新たに追加されており、副食費の徴収対象となる児童が属する世帯の市町村民税所得割の合計額が1号認定子どもの場合7万7,101円未満、2号認定子どもの場合は5万5,700円未満、ただし要保護者にあつては7万7,101円未満を基準とする点に加えまして、多子軽減として第3子以降の児童について保育料を免除しておりますが、副食費についても同様に徴収免除を行うための改正でございます。

3点目の連携施設の確保に係る変更につきましては、3歳未満の子供の保育を実施する小規模保育事業等の特定地域型保育事業の実施に当たって、児童が卒園後も必要な教育・保育が継続して提供されるよう、実際の保育に係る支援や病気等のため保育士に欠員が生じた場合の代替保育、さらには卒園後の3歳以上児の受入れに関する連携を行う施設の確保が義務づけられておりますが、国基準の改正により、代替保育や卒園児の受入れに関する連携施設の確保が著しく困難である

と認められる場合は、保育の支援等の部分的な連携協力を行う施設を確保したことをもって本来の連携施設の確保に代えることができるとした緩和措置が講じられたものでございます。

本町におきましては、公立保育所が小規模保育事業や家庭的保育事業の連携施設として対応しているため、本町条例を改正しても影響はございませんが、当該基準は国の従うべき基準であることから、本町条例第42条を国基準同様に改正するものでございます。

議案書17ページをお開きください。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 今般、この副食費、主食費の食料費をちょっと別枠でということだと思うんですけども、こちらのほう、概算で結構なんですけど、大体どのぐらい全体でなるような見込みなんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 副食費の徴収額につきましては、昨年10月から新制度のほうスタートしたわけですけども、10月から今年の9月までの1年間の見込額としてお答えさせていただきます。公立保育所、私立保育園につきましては、児童1人当たり月額4,500円を徴収しておりまして、延べ人数3,183人で、年額といたしまして1,433万円でございます。

幼稚園等につきましては、自園調理を行っていない外注の弁当となりまして、1食当たり300円から350円というのが主なところでございます。これは実費徴収となっておりますが、園によって外注のお弁当の費用で週3日から5日に設定しているところや家庭からの弁当を持参しているため副食費を徴収していないという園もございます。その点につきまして、当課においては、それぞれの園の徴収額については把握いたしておりませんが、年間延べ人数といたしましては3,050人程度と見込んでおります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） ただいま今回の条例改正に伴って国の従うべき基準ということで出

てきているんですけれども、例えばこの副食費を条例の中で町が負担するというふうな条例というものがこの国の従うべき基準の中の許容範囲なのかどうか、この点をお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） まず、国の従うべき基準の点でございますが、これにつきましては、今般の改正で副食費については徴収することができるという改正でございますので、これは従うべき基準の許容の範囲内であると解釈しております。今後、町で、例えば給食費の負担とかそういったものを検討する場合でございますが、やはり先ほど幼稚園の部分、把握できないと申しましたが、保育所の月額単価4,500円に相当しますと大体1,300万円を超えるということで、保育所等と合わせますと年間2,800万円から3,000万円程の町負担ということになっておりますので、当町といたしましては、国基準同様に今後も進めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） 1点、まずきちとちょっと教えてほしいんですけれども、主食と副食の違い。いわゆる主食というのはお昼のことをいって、副食というのはおやつ、そういうふうなことで考えてよろしいんですか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 主食につきましてはご飯でございます。副食費につきましてはおかずというような考え方でございます。

議長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6番（大槻和弘君） はい、分かりました。

それから、ここの中で、免除者がいるわけですが、免除者、第3子の場合には免除というような形と、あとそのほかにお金の面での免除という方がいると思うんですが、この方というのは、本町の場合、どのくらいの数いるものなのか、そこをちょっと教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 現在、当町におきまして免除対象となっている児童につきましては、保育所、幼稚園と合わせまして2,142人でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 1号と2号の免除というのはあるんですけども、これって市町村民税の所得割金額合算額というふうな格好になっているんですが、1号と2号で違ってきますよね、これ見ますと。7万7,000円と5万7,000円というような形になっているんですが、これというのは、ちょっと私の記憶だと、360万円以下であれば適用になるということで、1号も2号も同じではないのかなと思ったんですが、違うんでしょうか。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） ただいまの1号と2号の違いでございますが、1号認定につきましては教育認定子どもでございまして幼稚園、2号認定につきましては保育の必要性がある保育所、保育認定の子どもということで、保育所と幼稚園の違いから、その限度額も違ってございまして、その上でこの基準のほうも変わっているということでございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 亶理町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議長（佐藤 實君） 日程第4、議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） それでは、議案第69号についてご説明いたしますので、議案書は18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

亶理町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第113号）が令和2年6月5日に公布されたことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございますが、内容としましては、管理者の要件として令和3年4月1日以後に居宅介護支援事業所の管理者となる者は主任介護支援専門員でなければならないと規定されているところでございますけれども、急な退職など不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とすることができなくなってしまった事業所については、その理由と今後の管理者確保のための計画を保険者に届け出ることにより、主任介護支援専門員を管理者としないという取扱いを可能とするため、所要の改正を行うものでございます。

また、居宅介護支援事業所における管理者要件の適用猶予につきましては、事業所の人員確保に関する状況等を考慮し、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が引き続き管理者である限り、その管理者を主任介護支援専門員とすることの要件の適用について、令和3年3月31日までとしていた経過措置期間を令和9年3月31日まで延長を行うため、こ

れについても所要の改正を行うものでございます。

それでは、説明につきましては、別冊の新旧対照表を使用しますので、ご準備いただきたいと思っております。

資料については45ページからになりますが、次のページ、46ページをご覧くださいと思います。

まず初めに、管理者を定める要件において、第5条第2項中、主任介護支援専門員の次に、「（以下「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。」ということの規定を追加するものであります。

次に、附則としまして、管理者要件の適用の猶予について、附則第2項中、「平成33年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に改め、「介護保険法施行規則第140条の66第1号イ（3）に規定する」を削除し、新たに第3項として「令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、前項中「、第5条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でないものに限る。）については、第5条第2項」と「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第5条第1項（第32条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。」ということの規定を追加するものでございます。

議案書19ページにお戻りいただきまして、附則としまして、この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 今の説明で、主任介護支援専門員が確保できない場合は当面云々とありますが、この主任介護支援専門員を養成するにはどのような手続になるの

か。例えば、試験制度なのか、あるいは講習会を受けて主任になるのか、その辺の主任になる手続の説明をお願いします。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 主任介護支援専門員の資格要件ということでございますけれども、まず選任のケアマネジャーとして勤務していた期間が通算で5年以上である方、ケアマネジメントリーダーの養成研修を修めた方で、さらに選任のケアマネジャーとして働いた期間が通算3年以上、36か月というふうに規定してありますけれども、こういった方が都道府県が行う専門研修というのを修了、受講する資格があるので、それをクリアして初めて専門研修を受講できるというふうになってございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） そうしますと、県の研修会、講習を受けてなれますよと、その資格要件のある人は。そうすると、県の知事の免状といえますか、そういった資格、免許というのは、交付されるんですか。

議長（佐藤 實君） 長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） 修了した方については修了証を交付されているはずでございます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 亶理町指定居宅介護支援事業所の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運

営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第70号 物品購入契約の締結について（令和2年度防災備蓄品購入事業）

議長（佐藤 實君） 日程第5、議案第70号 物品購入契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第70号 物品購入契約の締結についてをご説明させていただきます。議案書の20ページをお開き願います。

こちらは、災害の際、避難所等で使用する物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

事業名は、令和2年度防災備蓄品購入事業です。

契約金額は、4,809万4,230円。

契約の相手方は、仙台市太白区鉤取本町一丁目10番1号、日本防災工業株式会社仙台営業所です。

なお、落札率は90.73%でした。

入札の概要につきましては、隣の21ページの資料をご覧ください。

入札年月日は令和2年8月7日、入札の方法は指名競争入札になります。

業者の指名につきましては、亙理町競争入札参加資格者名簿登録業者のうち、仕様書記載の防災備蓄用品について対応可能と思われる業者について選定したものであります。

入札指名業者につきましては、資料記載の共栄防災、古川ポンプ製作所、トーハツ県南サービス、アオキ、東洋安全防災、石垣、アイリスプラザダイシン、日本防災工業の8社でした。

入札回数につきましては、1回。

購入品目は、敷きマット他36品目。

数量及び仕様等につきましては、23ページから26ページに購入する防災備蓄品の

一覧表を添付してございますので、ご参照願います。

受渡期限につきましては、令和3年2月26日まで。

受渡場所は亘理町役場としております。

以上で議案第70号 物品購入契約の締結についての説明を終わります。よろしく
お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はあり
ませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは、何点かお尋ねいたします。

今回の物品購入契約4,809万円程、日本防災工業株式会社が落札されたわけですが、今回購入品目である防災備蓄品37品目とその数量、この一覧表にある数量を選定した理由、これだけで全て充足するものなのか、この選定理由をまず1つお伺いいたします。

あと、もう一点ですが、入札した指定品目の中で、役場新庁舎のときは備品については同等品かというふうな仕様書でありましたが、今回の仕様については同等品も可能としたのかどうか、この2点、まずお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 今回の備品購入に当たりましては、防災備蓄基本計画にのった品目となっております。今回の購入につきましては、全部そろうわけではございませんけれども、おおむね3分の1ずつ、失礼いたしました、20品目のうち13品目につきましては、おおむね計画数量を満たすような内容となっております。

それから、同等品につきましては、特に、こちらから指定した部分について入札をしていただいておりますので、同等品の扱いについては行っておりません。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） 全体の計画のまだ一部だというふうなことは分かりました。

そこで、今回購入した備品を見ていくと、取り立てて特殊な品目というふうには思えないわけなんです。消耗品及び資機材の37品目というふうに見えるわけなんです。どうして同等品が不可能とした理由です。まずこれ1点。そして、2点目なんです。入札業者がそうしますと限定されてくるのではないかと。指定してしまうというふうなことから、同等品は不可とした場合、入札業者が限定

されて、そのために競争性というものが担保されているのかどうかです。もう指定していますので、防災グッズ関連ですので、そんなにこれ同等品であれば入手が困難というふうな品物とは考えにくいというふうなことから、この同等品が不可とした理由が1つ。そして、そのために業者が限定されてしまい、競争性が損なわれるというふうな言い方は適当かどうかはしませんが、担保されたのかどうかというふうな、この2点、お願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） まず、同等品を不可にした理由でございますけれども、やはりある程度その仕様といいますか能力につきまして、きちんと確保ができるのかどうかということから、同等品につきましては不可としたものでございます。

それから、競争関係でございますけれども、今回、2社が辞退しておりますけれども、そこまで影響している部分についてはないものと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 今防災備蓄倉庫が建設されております。ここにまだ、今回については4,800万円程の備品が納品、ストックされるわけです。防災備蓄品の在庫管理、そういった体制、今後どういうふうを考えていくのか。多大なこの金額の財産が防災備蓄倉庫に入るわけです。これが1点。

あと、もう一点、せんだって岩沼の倉庫が火災で大変な被害があったというふうなことがございました。私も現地をたまたま見て、そこに働いていた人の話も聞いてまいりました。4区画に区割りされていて、東側の一角の冷凍倉庫付近から出火したそうで、それが見る間に火が回ってしまったというふうなことでございます。そういった観点から、防火対策、防火管理をどのようにお考えなのか。その備品です。これだけの財産が入るわけです。この2点についてお伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） まず、1点目の管理につきましては、保管方法につきましては、パレット式ということで、種類ごとにきちんと分けをして管理いたします。なお、体制につきましては、安全推進班、職員で対応を考えております。

それから、防火管理につきましては、完成まできちんと体制を整えたいというふ

うに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 何点かご質問させていただきます。

今ご質問聞いていましてある程度のことは分かったんですけども、今回購入されるもの以外で必要と思われるこの備品の購入というのは、あとどれくらいものを計画していて、いつ購入する予定になっているのかお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 先ほども申し上げましたが、防災備蓄倉庫基本計画にのって購入を考えております。備品につきましては、3年ぐらいをかけて整備していきたい。あとは、食品関係につきましては、期限がございますので、きちんとローテーションを組んで購入計画を立てていきたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） 3年をかけて購入していくということですが、食品の関連で言わせていただければ、購入されますかどうかの鍋とか、カセットコンロ、もちろん食品というのは全部載っておりますが、これに併せて必要な食品に、災害が起きたときに必要となるような備品というのは、併せてある程度トングだ何だというのが必ず必要になると思います。衛生関連でいけば、もちろんラップ等とかのものも災害の避難所等では必ず必要になってくるものと思うんですが、そういったものの購入も併せて3年もかけてやっていかないといけないんですか。早めに併せて購入していかないといけないようなものもあるような気がするんですけども、いかがでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、これらの消耗品関係につきましては、新しい防災備蓄倉庫だけではなく各避難所のほうにも配置してありますので、そちらのほうで対応可能かと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 先日も一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、今日もちょっと個別に17番のポータブル発電機の件で、それから26番の灯油用のポリタンク、この件でちょっと質問させていただきます。

まず初めに、ポータブル発電機でございますけれども、例えば被災しました。そ

して、被災とばかり限らず、訓練等でもこの発電機を使ったと。その場合、ここに書いてありますタンクが容量2.1リットルとなっております。この2.1リットルにガソリンを入れるわけですが、使い終わった後、どのような管理をされるのか。使い終わった後です。

それからもう一つは、今度は、協定を結んでいる町でございますけれども、そこでも貸していただきたいと言われた場合とか、それから貸しますよということで、この発電機を貸した。ガソリンを満タンに入れて貸すと思いますけれども、今度返すときもやはり気を遣ってあちらでも満タンに入れてくると思います。そういった場合の発電機の管理はどのようにされるのか。答弁、よろしく申し上げます。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまのご質問でございますけれども、先日、一般質問で指摘がありましたので、その点については検討中でございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 先日、岩沼のあぶくま消防本部、行っているいろいろまたお話の中で、やはりガソリン発電機、リース会社あるそうですけれども、気を遣って皆さん満タンに入れて持ってくるそうです。また気を遣うのかどうか、満タンに入れて貸すから満タンに入れて返すのかもしれないけれども、そこで、消防署の立入検査があったということで、それ全部抜かせたそうです、抜いてくれということで。危険であるので、全部抜いてくれと、こういう指導をしたそうですので、このところを頭に入れておいていただきたいなどこのように思います。

それから、もう一つは灯油用のポリタンクでございますが、22個。そうしますと、440リットル。440リットルということは、灯油の指定数量は1,000リットルでございます。400リットルということは、少量危険物200リットル。少量危険物以上になります。これはどのような管理をされるのか、答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 灯油につきましても、一般質問で指摘されたことについて、ガソリン等々、きちんとその辺の対処の方法につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 少量危険物について、亘理地区行政事務組合の火災予防条例というのがありますから、このところをちょっと後で読んでいただければとこのように思います。

それから、もう一つ、ポータブルのカセットガスございますね。31番です。ガスボンベ。これ44組ということは、132本と考えてよろしいのかどうか。そういった場合、このガスボンベはどこでどういう形で管理するのか、これも確認いたします。答弁をお願いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 一応3本パックが44組ということで考えております。保管の方法につきましては、備蓄倉庫並びに各避難所のほうにということで考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番澤井俊一議員。

13番（澤井俊一君） 1点だけお伺いします。

番号34番から37番まで、これ保存期間が5年間ということで、更新時期が同じになると思うんですけども、34番から37番までで大体どの程度の金額になるか教えていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 大変申し訳ないんですが、金額分については現在資料がございませんので、答弁のほうは控えさせていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） この中に寝袋というのが入っていないと思うんですよね。寝袋というのは寒いとき大変重宝なもので、1人で扱えるし、ちょっとした寒さもしのげるし、個人で持っている人は持っているかもしれませんが、やっぱり公用として寝袋を何袋か持っていて寒さしのぎのためにこれを使ってもらえれば大変ありがたいんじゃないかなというような気もするので、何百袋か、100袋、200袋ぐらいの寝袋は常備、用意しておいたほうが良いと思います。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 寝袋につきましては、今後検討させていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。5番安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） この備品なんですけれども、倉庫とそれから避難所に保管するということなんですけれども、これの管理運営なんですけれども、毎年1回か2回、棚卸しといったらおかしいんですけれども、幾ら、物がどれくらい本当にあるかということをチェックするのかどうかと、それから使った分の補充はどのように考えているのか。それと、この補充用としては年間幾らぐらい予算を取っていかなければいけないとかというようなことまでお考えになっているのかどうか、お伺いします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 倉庫、それから備蓄倉庫ですか、その管理につきましては、台帳をつけて、品数等について管理していきたいと。

また、各施設にある分につきましても、担当職員が確認しに行ったり、在庫について管理を行っている状況となっております。

それから、補充分については、使った分の状況を見て検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 安藤美重子議員。

5 番（安藤美重子君） 個々の倉庫の場合、担当課で十分できるかと思うんですけれども、避難所になっている場合というと、小中学校になる場合もあるわけなんですけれども、学校の先生方に負担をかけるというようなことはないのでしょうか。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 管理については、安全推進班のほうで学校と一緒に在庫の関係とか管理を行っておりますので、学校のほうには特段ご迷惑というか、そういう部分はかけていないというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） まず、この防災備蓄倉庫です。こちらの備品購入に伴いまして、先ほど防災備蓄計画に基づいてということで答弁いただいたんですけれども、この計画に基づいて具体的にこの品目がよろしいのではないかというような議論というのは、どういったメンバーでなされたのか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 品目につきましては、避難所における長期的な避難が必要になった場合、あとは被災から3日間、それに関する食料関係につきましては3日ほど

の分を考えております。それから、資機材につきましても、救助に当たる場合とか、あとは避難所の照明関係、あとは停電が起きたらどうするか、いろんな災害状況に応じて考えたものとなっております。以上です。（「メンバーについてお伺いいたします」の声あり）

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 内容ではなくて、どういった皆さんでこの仕様がいいんじゃないかということ議論したんでしょうかということで、お伺いいたしました。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 大変申し訳ありません。そこまでの経緯につきましては、ちょっと資料のほうがございますので、お願いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。これは。

10番（木村 満君） 後でもらえれば結構です。

議長（佐藤 實君） いいんですか。ほかに質疑ありませんか。木村 満議員。

10番（木村 満君） 手元に資料ないということであれば、それは後で結構でございます。

もう一点、追加でお聞きしたいのは、先ほどの同僚議員の同等品の件なんですけれども、どうしてもこれ同等品が入ってこないと、例えば指名業者にされても、その品目はうちでは扱っていないだとか、いやその品目は定価でしか買えないとかというふうな弊害が出てくると思うんですけれども、その中で、同等品でもいい、しかもこの防災グッズというものは、ある程度全くもって同じものはないとしても、その目的とする能力を担保する同等品というのは数多く存在すると思うんです。そういったことから、同等品での取扱いで入札したほうがいいんじゃないかというような議論というのはなされなかったのか、この点、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 大変失礼しました。資料の23ページのほう、議案のほう、見ていただきたいと思います。品名の下にいろんなアルファベットとかいろんなやつが載っておりますけれども、例えば（1）の災害備蓄マットにつきましては、下に商品名、それからあと（3）のトイレ等について、これ同等品から外しておりますが、ほかに一般的なガソリン携行缶、それから紙コップ類につきましては、特

段性能が落ちない限りは同等品というふうな扱いにしてございますので、先ほどの答弁のほうをちょっと訂正させていただきたいというふうに考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2番（鈴木邦彦君） 関連するかも分かりませんが、業者からのこの入札する際、質問事項が届いていると思います、何件か。その質問事項の中身を教えてください。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいま資料持参しておりませんので、ちょっと、後でよければ提出させていただきたいと思います。

議長（佐藤 實君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第70号 物品購入契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 物品購入契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。休憩。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、次の日程に入る前に総務課長より先ほどの答弁漏れに。総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） 先ほどの議案の関係で、お答えできなかった部分について確認を取れましたので、報告させていただきたいと思います。

まず、澤井議員の質疑につきましては、34番から37番まで、これの金額につきま

しては、合わせて1,050万円ほどの金額となっております。

それから、鈴木議員の仕様書における質疑ですが、これにつきましてはゼロ件ということでございます。

それから、木村議員からの質問につきましては、基本計画につきましては、婦人防火クラブ等、各種団体、25団体との意見交換会を行いまして、いろいろ要望があった点、それから議会につきましても、常任委員会、それから一般質問等について要望があった部分について取りまとめを行いまして、最終的に復興本部会議のほうで決定されたものとなっております。

以上で、答弁とさせていただきたいと思っております。

日程第6 議案第71号 字の区域を新たに画することについて

議長（佐藤 實君） 続いて、日程第6、議案第71号 字の区域を新たに画することについての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画課長。

企画課長（齋 義弘君） それでは、議案第71号についてご説明いたしますので、27ページをお開きください。

議案第71号 字の区域を新たに画することについて。

今回の字の区域を新たに画することにつきましては、地方自治法第260条第1項の規定により、本町の区域内の字の区域を別紙のとおり新たに画するため、議会の議決を求めるものでございます。

28ページをご覧ください。

字の変更を必要とした理由でございますが、当該字の変更区域におきましては、土地改良事業が施行され、令和3年度中に換地処分を行い、事業が完了する予定となっており、換地処分の実施に伴い、圃場整備施行区域内の字名を変更するものでございます。

議案資料の合理的にしようとするものに関しましては、施行区域内の字名を字荒浜に統一するものでございます。

事業名は、県営土地改良事業（区画整理事業）荒浜北部地区横山分区。

根拠法令については、土地改良法第87条です。

施行者は宮城県になります。

確定年月日及び確定番号については、平成30年3月16日、農村第597号です。

施行区域は、亶理郡亶理町荒浜字隈崎、横山、星、中野の各一部となります。

換地処分予定年月は令和3年11月になります。

29ページには字名の新旧対照表が、30ページには変更調書が、31ページ以降には事業の位置図及び荒浜北部地区横山分区の字区域図が添付されておりますので、ご参照願います。

以上で、議案第71号の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第71号 字の区域を新たに画することについての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 字の区域を新たに画することについての件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第5号）

議長（佐藤 實君） 日程第7、議案第72号 令和2年度亶理町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 議案第72号についてご説明いたします。

別冊でお配りの一般会計補正予算書（第5号）をご準備の上、1ページをお開き願います。

議案第72号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第5号）。

令和2年度亘理町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,867万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億4,288万6,000円とするものがございます。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加及び変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」によるものがございます。

それでは、初めに歳出予算からご説明いたしますので、予算書の15ページ、16ページをお開き願います。

説明に当たっては、金額の大きいものを中心にご説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、今回の補正予算につきましては、歳出予算全般にわたり新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした上半期の事業等について、現時点で減額できるものを各款項目において減額補正してございます。

それでは、1款議会費になりますが、1項1目細目4事務局経費において、各種委員会等の議事録作成業務委託料として45万9,000円を追加補正するものが議会費の主なものになります。

続いて、2款総務費です。1項6目企画費におきまして、細目13男女共同参画推進事業経費及び細目24復興ありがとうホストタウン経費について、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業費の減額を行うものになりますが、男女共同参画推進事業経費につきましては、町民のつどい開催事業経費41万9,000円を減額補正するものであり、また復興ありがとうホストタウン経費につきましては、予定していた東京オリンピックの会場応援等に係る事業費189万9,000円を減額補正するものになります。

次に、17、18ページをお開き願います。

3項1目戸籍住民基本台帳費につきましては、細目3戸籍住民基本台帳事務経費において、国外転出者のマイナンバーカード利用に係る住民基本台帳システム及び戸籍システムの改修委託料として913万円を追加補正するもののほか、増加する

マイナンバーカードの発行業務に対応するため、細目4 住民基本台帳ネットワークシステム整備事業費として会計年度任用職員人件費52万6,000円を追加補正するものであります。

総務費の最後になりますが、6 項1 目細目1 監査委員費につきましては、1 款議会費と同様に定期監査等の議事録作成業務委託料として62万4,000円を追加補正するものが総務費の主なものになります。

続きまして、3 款民生費をご説明いたします。初めに、このページの一番下段から次のページにかけてになりますが、1 項3 目細目6 敬老式典経費については、こちらも新型コロナウイルス感染症拡大の影響から式典の開催を見合わせたことによる減額になりますが、会場設営業務委託料など総額891万4,000円を減額補正するものになります。

次に、7 目細目3 障害者福祉費につきましては、大河原町にある障害福祉サービス事業所のアビリティーズジャスコ株式会社が不正請求等の行為により宮城県から指定の一部効力停止の行政処分が行われたことに伴い、国庫及び県への負担金の返還金として164万4,000円を追加補正するものでございます。

続いて、2 項児童福祉費につきましては、1 目細目3 児童福祉事務経費において前年度分の子ども子育て支援交付金の精算に伴い、国及び県への返還金として288万3,000円を追加補正するもののほか、このページの一番下段から次のページにかけてになりますが、細目19 新生児子育て支援臨時給付金支給経費において、新型コロナウイルス感染症対策として実施された特別定額給付金の対象とならなかった今年の4 月28日以降に出生した新生児の保護者等に対し、新生児1 人当たり5 万円を給付する新生児子育て支援臨時交付金等として総額1,009万5,000円を追加補正するものが2 項児童福祉費の主なものになります。

続きまして、21ページ、22ページをお開き願います。

中段になりますが、4 款衛生費についてご説明いたします。

初めに、1 項1 目細目5 亘理地区行政事務組合経費につきましては、老朽化している亘理葬祭場の屋上防水等の改修工事に係る負担金として1,708万6,000円を追加補正するものです。

次に、2 目細目5 予防接種経費につきましては、予防接種法の改正により10月からロタウイルス感染症が予防接種法に基づく定期予防接種の対象となることか

ら、ロタウイルス感染症予防接種委託料として245万円を追加補正するとともに、ロタウイルス感染症予防接種助成金について40万円の減額補正を行うものになります。

また、新たな事業として、小児がんなどにより骨髄移植等の造血幹細胞移植を受け、これまで定期予防接種によって得た免疫が消失または低下した方に対する予防接種の再接種費用を支援するため、造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成金として21万5,000円を追加補正するものになります。

続きまして、6款農林水産業費をご説明いたしますので、23、24ページをご覧ください。

1項6目細目5用排水路管理経費につきましては、7月の大雨の影響による用排水路のしゅんせつ及びのり面補修を行う吉田地区の排水路補修等の工事費として208万3,000円を追加補正するもののほか、亘理土地改良区が管理する岩地蔵幹線用水路について、経年劣化から機能が低下している桜小路除塵機の機能診断等を行う事業に係る補助金として135万円を追加補正するものであります。

3項1目細目4水産業振興経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により水産物の市場価格が下落し、漁業者の経営を圧迫していることから、県の補助金を活用し、1経営体当たり40万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策漁業経営継続支援追加給付金560万円を追加補正するものであります。

以上が農林水産業費の主なものになります。

続きまして、7款商工費についてご説明いたします。

25、26ページをお開き願います。

1項2目細目6新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付事業経費につきましては、現在新型コロナウイルス対策で実施している20%以上減収した町内の事業者に対し1事業者当たり10万円を給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援給付金事業を実施しておりますが、その給付金を受給した事業者を対象に県の補助金を活用し1事業者当たり10万円を追加給付する新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援追加給付金3,840万円を追加補正するものであります。

また、3目細目5観光振興経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できなかったわたりふるさと夏まつり事業に対する亘理町観光

協会への補助金について1,312万1,000円を減額補正するものであります。

続きまして、8款土木費につきましては、3項1目細目3河川事務経費において総額300万円を追加補正するものですが、その内容につきましては、7月の大雨の影響により、河川のしゅんせつ及び補修工事が必要となったことから、鍋倉川支川水路等浚渫業務委託料として200万円を、鍋倉川維持補修工事として100万円を追加補正するものになります。

次に、9款消防費になりますが、各項目にわたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった春季・秋季消防演習や水防訓練などに係る消防団員の費用弁償等の減額補正を行っているほか、27、28ページになりますが、1項5目細目3防災事務経費につきましては、指定避難所となる5か所の各小中学校の屋内運動場等にテレビアンテナの配線を設置する工事費として203万9,000円を追加補正するものになります。

次に、10款教育費についてご説明いたします。

10款教育費につきましても、各項目にわたり新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止となった各種事業費を減額補正しているところですが、追加補正となった主な事業についてご説明させていただきます。

小中学校に係る経費につきましては、このページの下段、2項1目細目9小学校の施設整備事業費において、老朽化に伴う逢隈小学校東校舎教室の照明器具交換工事をはじめとする4件の工事費を合わせまして869万円を追加補正するもののほか、29、30ページ、3項1目細目7、こちらは中学校の施設整備事業費になりますが、逢隈中学校受水槽更新工事を含む2件の工事費として606万1,000円を追加補正するものがその主なものになります。

次に、33、34ページをお開き願います。

5項1目細目4本庁経費につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から中止としたわたり復興マラソン大会や東京オリンピック・パラリンピック聖火リレーなどの事業費として総額1,287万7,000円を減額補正するものであります。

歳出の最後になりますが、次のページ、35、36ページをご覧ください。

5項3目保健体育施設費につきましては、初めに細目6荒浜体育館経費において、荒浜体育館消火管改修工事として480万円を追加補正するものであります。

これは消火設備の定期点検において経年劣化により消防ポンプからの配管の破損を指摘されたことから、早急に改修するための工事費になります。

次に、細目 8 運動場等管理経費につきましては、N T T ドコモグループからの寄附を活用し、鳥の海公園内に複合遊具を設置する工事費として300万円を追加補正するものであります。

以上が歳出補正予算の主なものになります。

続きまして、歳入予算の主なものについてご説明いたしますので、戻りまして 9 ページ、10 ページをお開き願います。

9 款地方特例交付金につきましては、住民税における住宅借入金等特別税額控除などの実施に伴う地方公共団体の減収を補填するための交付金として減収補てん特例交付金1,930万8,000円を追加補正するものであります。

14 款国庫支出金になりますが、2 項 9 目 1 節総務費国庫補助金につきましては、歳出の 2 款総務費の戸籍住民基本台帳費でご説明したマイナンバーに係る戸籍システム、住民基本台帳システムの改修費等の財源として合計943万4,000円を追加補正するものが国庫支出金の主なものでございます。

続いて、15 款県支出金をご説明いたします。15 款県支出金につきましては、初めに、2 項 3 目 1 節細節 25 宮城県造血幹細胞移植後ワクチン再接種費用助成補助金として10万7,000円を追加補正するほか、次のページ、11、12 ページになりますが、2 項 8 目 1 節細節 9 新型コロナウイルス感染症対応事業者支援市町村補助金として4,400万円を追加補正するものになります。

17 款寄附金につきましては、一般寄附金として株式会社 N T T ドコモグループ社員一同様から鳥の海公園に設置する複合遊具の財源として209万円を頂戴したほか、町内の匿名の方から長瀬小学校の図書購入費及び吉田中学校の部活動用具備品購入費として20万円の寄附を頂戴する運びとなったことから、合わせて229万円を追加補正するものであります。

続きまして、18 款繰入金になりますが、初めに、1 項 10 目震災復興基金繰入金につきましては、今年度予定していたわたり復興マラソン大会が中止となったことから711万1,000円を減額補正するもののほか、避難所となる 5 か所の小中学校屋内運動場にテレビアンテナを設置する費用の財源として203万9,000円を繰入れするものです。

また、12目東日本大震災復興交付金基金繰入金につきましては、過年度の避難道路新設・整備事業に係る事業費精算に伴う不足分として35万8,000円を追加補正するものでございます。

そして、今回の補正の調整財源として1目財政調整基金繰入金387万2,000円を追加補正するものでございます。

13ページ、14ページをご覧ください。

20款諸収入につきましては、4項1目8節福祉雑入において、町外福祉サービス事業所の不正に伴う不正受給額等の町への返還金として325万9,000円を追加補正するもののほか、18節生涯学習雑入としてわたり復興マラソン大会の参加料380万円を減額補正するものが主なものでございます。

次に、21款町債につきましては、臨時財政対策債の借入額の確定に伴い、280万円を追加補正するものです。

以上が歳入予算の主なものでございます。

続きまして、第2表 債務負担行為についてご説明いたしますので、戻りまして4ページをお開き願います。

第2表 債務負担行為の補正につきましては、今年の4月28日以降に出生した新生児の保護者に対し5万円を給付する新生児子育て支援臨時給付金支給事業として令和3年度に100万6,000円を追加設定するものになりますが、年度末に出生し、給付金の申請が翌年度に、4月以降になってしまう方を想定し、債務負担行為の設定を行うものになります。

また、変更につきましては、伊達実元霊屋の修復事業になりますが、この事業につきましては、今年度から来年度にかけて建物の修復を予定しておりましたが、昨年からの大雨等により建物の基礎部分からの修復が必要となったことから、債務負担行為の設定額を413万7,000円から735万6,000円に変更するものであります。

最後に、第3表 地方債補正についてご説明いたします。

こちらは、先ほど歳入の21款町債でも触れましたが、臨時財政対策債借入額の確定に伴い、3億3,230万円としていた借入限度額を3億3,510万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法については変更前と同じでございます。

以上で、議案第72号 亘理町一般会計補正予算（第5号）の説明を終わります。

よろしくお願いたします。

議長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。15番鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） まず、ページ数、一番最後36ページ、鳥の海公園の遊具の設置工事ありますね。この鳥の海公園、えらい大きな面積なんですけれども、遊具を設置する場合、設置計画、基本計画というのは、どこどこにどういう遊具を設置して、どこどこにどういう子供たちの遊びゾーンをつくる。ここは大人のゾーンだとか、年寄りのゾーンだとか、そのような配置計画というのはつくっているかということです。ただ単に寄附金でもらったから、ここに遊具をぽんと設置すると。そういう安易な考えでこういうのを設置していないかということが1つ。どういう基本計画をつくっているかということをも1つ尋ねます。

それと、もう一つは、葬祭場の防水工事かな、あと逢隈中学校の老朽化による補修工事、合わせて約2,500万円ぐらいあると思いますけれども、これもいずれ地方債は使えない。単独事業でこういう事業をやると。いずれ老朽化に伴うこういう地方単独事業でやらざるを得なくなってきたら。そういうのが今からぼんぼん出てくると思います。そういう計画的な老朽、澤井議員も言ったけれども、前私も言ったけれども、基本的な計画というのがないからこういうふうに単独事業でやってしまう。町単を使うようになってくると。町単を使えば、地方債から比べればその分管理基金も皆減るし、そういう計画的なやり方をやっていないんじゃないかということをも1つ尋ねます。2つ尋ねます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 鳥の海公園の場所についてですね、この遊具の設置等の計画等につきましては、作成はしてございません。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 小中学校のこの工事費でございますけれども、これは早急に対応しないとまずいというようなものでございまして、計画としては、当然ながら小中学校の長寿命化計画でございます。それと併せまして、ただこれはちょっと応急的に至急やらなければならないということが出てきましたものですから、今回、この補正に計上したということでご理解いただきたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ただいまご質問の全般的な町の事業に係る今後の見通しといいますか、そういうものをちゃんと計画を持ってというお話かと思います。確かに議員おっしゃるとおり、今後のことを考えますと、様々な施設において老朽化による施設の改修等が必要になってくることも想定されます。前にも一般質問等でもお話しただいておりますけれども、総合管理計画に基づいて現在個別計画の長寿命化計画をつくってございますので、そういったものを、または町の総合計画の実施計画、そういったもの等をいろいろ考えながら、今後計画的に進めていけるように取り組んでまいりたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今財政課長お答えいただいたんですけども、たまたま逢隈中学校、葬祭場がもうにっちもさっちもいなくて修理しなきゃならないという事態になったと。多分このような事態になるのは、どこもかしこも大体似ていると思うんです、亘理町の施設は。いずれそうした場合、地方債計画とか、臨財債計画とか、町単でどのぐらい持てるとか、そういうものをきちんとした整備計画つくっていないからこういうふうになる。2,500万円も町の一般会計から出すということは、地方債どのぐらい使えるかということ。そういうこと、基本的な考えを持っていないからこういうふうになる。ただ単に壊れたから。これは直さなきゃない、必ず。使えないんだから直さなきゃ。そのときはどこから財源持ってくるんだと。そういうのは事前にちゃんと察知して計画的にやっていかなかったらば、一般財源なんていうのは幾らあったって足りないんだ。そういう財政計画をきちんとやっていかないと、今後町民の方に迷惑がかかっていくということ。それはあと答えてもらうけれども。

あと、今配置計画つくっていないと言ったな。配置計画つくっていないで、どこに置くの、この遊具は。この前テレビで見ていたけれども、世田谷の公園を見ていたの。世田谷の公園の整備計画。1つの公園にゾーンをつくっている。ここは年寄りのゾーン、ベンチ置いたり、樹木で日陰をつくったり。こっちはボール遊びができるような子供のゾーンをつくったり、そういうような公園をゾーン分けしていろいろ利便性あるような公園に設計している。町民も参加してやっているという。ただ単に鳥の海公園、あんなに広い場所、ぼっと遊びに行ったらって、どこ

で遊んでいいか分かんないんじゃないか。遊具あるところにぼっと群がる。そういう誘導する計画とか、年寄りも行ってここで夕涼みできるとか、散歩できるとか、そういうきちっとした配置計画、公園のゾーン計画をつくって初めて公園として皆さんに利用されるんであって、ただ単にぼけっとしていて駄目なの。何の計画もなかったら、誰もどうやって遊んでいいか分かんないんだ。そういうものをきちんと整備するのが皆さんなんだから。そういうのはプロ使っても構わないと思う。プロを使ってある程度の、5.63ヘクタールの面積があるんだったらば、それをどのように活用した公園整備計画をつくるかと。そして、メンテナンスをやっていくかと。そういう基本的な考え方を持って、そういうものを利用して初めて価値があるんであって、ただ単に投げておけば、ただ芝刈り機持って行って芝刈っていただけでは、公園ではないんだ。そういうことをよく頭に入れて公園を整備してやって行ってほしいなと私は思います。答弁、頼むよ。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 繰り返しになりますけれども、いろいろ各種計画はあるものの、その裏づけとといいますか、そういったものがないというのが現状ではございますので、そういったものを今後含めまして考えていきたいと思っております。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。（「まだ公園、答えていない。配置計画つくってありませんでは答弁になんねんだ。つくりますから今後このようにしますと答弁しないと」の声あり）休憩しますか。いいんですか。答えられるんですか。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） すみません、遊具の設置場所でございますけれども、まず陸上競技場の南側の西のところにトイレあります。その隣のところに今滑り台1基ございますけれども、その場所に複合遊具ということで、設置を予定してございます。

また、議員さんから言われた今後の公園全体の設置計画については、今後、早急につくっていかねばならないのかなというふうに思いますので、今後、庁舎内のほうで検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 鈴木高行議員。

15番（鈴木高行君） 今庁舎内で検討するというような配置計画言っているようだけれども、大体面積相当からすれば、普通の公園と違って相当な面積があるので、本当

に利用価値があるような形の公園、理想はどうなんだと。年代層からすれば、ちっちゃいのから大きい、年寄りまで、婦人層までであると。学校もあるとか、そういうふうないろんな利用価値を含めたパターンを想像して園路計画でも何でもやっぱりそういう面でやらないと、いざ行ってみて、どこ、うろうろして帰ってくるというような形になってくるし、言ってみれば、川崎町の公園なんていうのは、国立だけれども、ああいうのは模範になると思うの。やっている公園のつくり方なんていうのは。だから、ほかに行って、バラ園の公園はどのようなバラ園が設定されているとか、そういうのを現地を見てくるとか、ただ単に芝生を植えて芝刈っているだけが公園じゃないということはよく覚えておけて。

議長（佐藤 實君） 誰答えるんですか。生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 今鈴木議員の言われたとおり、その辺、注意しながら今後やっていきたいというふうに考えてございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。11番森 義洋議員。

11番（森 義洋君） まず、16ページ、細目24です。復興ありがとうホストタウン経費でありますが、オリンピックが延期されたことによりまして、今回こちらの経費を使わなかったということは分かるんですけども、来年度、全く同じような形で計画しているのかということと、またイスラエルのほうと今どういった形のお話合いとかされている状況なのかということをお伺いしたいと思います。

それと、24ページでございます。水産業費、水産業振興経費でございますけれども、こちらは漁業者に対しての補助金ということでございますが、今後、水産加工業者に関しての支援ということは、町もしくはそういった形が国とかから出てくる状況なのか、町単体とかでも支援していく計画等ということは検討されていないのか、お答えをお願いいたします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） ご質問の復興ありがとうホストタウン経費の関係でございますけれども、来年も同じような考え方で進めるのかということでございますが、現在ははっきり分かっているのは今年のオリンピックが延期になりまして来年開催されるということになります。もちろん来年開催されるという予定でございますので、こちらといたしましては、その来年に向けて同じような形で準備していくというスタンスでございます。

あと、イスラエル等の関係でございますが、ご存じのとおり、コロナウイルス感染症拡大の影響で一切行き来ができないような状況になっておりますが、こちら来年のオリンピックは開催されるということになっておりますので、引き続き協力しながら進めていきたいと考えてございます。以上になります。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 今般の水産業費のコロナ対策の給付金でございますが、質問あったのは加工関係ということでよろしいですか。加工関係になりますと、水産業じゃないので、事業者、商業者の部類に入るかと思うんですが、一応そちらのほうは、今回、もちろん農林水産課でも水産加工の関係者の方々やその収入の落ち込みですとかは調査はしております、一応その方は商業者のほうで申請をいただいているというような状況でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。森 義洋議員。

11番（森 義洋君） お答えいただきました復興ありがとうホストタウン経費に関しましては、引き続きイスラエルとの関係をこのまま続けていただければなというふうに思います。

水産加工業者のことに関しましては、商工観光課のほうでは何か考えていないのか、お願いいたします。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 水産加工業者につきましては、事業者ということで、今現在、コロナに関連した事業者支援ということで、支援金の給付ですとか、あとは雇用調整助成金のほうを申請いただければ、それに対する上乗せなども実施しておりますので、まずそちらのほうに該当するのであれば申請をしていただいで町の支援を活用していただきたいと思ひますし、また今後国のほうから地方創生交付金のほうを、追加でまた町のほうに来るようなものがあれば今後も追加支援ということで、いろいろ考えていきたいというふうに思ひます。以上です。

議長（佐藤 實君） 森 義洋議員。

11番（森 義洋君） ありがとうございます。やはりその鳥の海のほうにできました水産加工団地のようなところで営業されているところは特にだとは思ひますけれども、やはり鳥の海で水揚げされました魚介類を加工しましてやっている業態がほとんどだと思ひます。漁獲量もかなり下がっているというふうに見受けられます

が、やはり経営状況的に、コロナ環境下もあると思いますが、かなり経営的には厳しい状況になっていっているのではないかというふうに見受けられます。引き続き、そちらの事業者に対しましても支援の目を向けていただけるようお願い申し上げます。ちなみにそういった状況、水産の加工、水揚げ高のほうは、前年に対してどのようなふうに移しているのか、お答えいただけますか。

議長（佐藤 實君） 農林水産課長。

農林水産課長（菊池広幸君） 森議員言われたとおり、水産加工の操業されている加工業者の方、お話聞くと、本当に、基本的にもう加工する魚もないというようなぐらい現在不漁が続いている時期もございました。そして、今般、先ほどちょっと私一部答弁で触れましたが、水産加工の方々からどのぐらいの減収ありましたかというこの給付金始まる際にお聞きして回ったところ、ちょっとルールで、制度上しようがないんですが、あくまでも前年度と比較して同じ時期で何%下落しているかというようなことがその事業の要件でございます。それで、鳥の海周辺に操業されている加工の業者さんですが、一昨年といいますかは同時期に操業していませんで、昨年度と比較できないというようなことが実際の内容でございました。もちろん現在も大変厳しい状況が続いていることは確かでございますので、商工観光課長が答弁したことの繰り返しになりますが、今後国で出される今度の補正の内容で、できる限り、もしそういう該当できるのであればそういうことを活用して加工業者の方々にも支援していきたいというふうに思っております。

あと、魚の水揚げの量なんでもございますが、量で何割というような数字はございませんが、先日もちょっと漁協さんのほうに行きましたら、1週間のうちに半分ぐらいしか操業できないというような状況でございましたので、毎日の水揚げ高も減っていますし、一日一日の捕れる量も、両方とも減っているというのが事実でございます。再度、詳しい数量なんかは、こちらで後ほど数量をお聞きしましたら、今後は実際の数字を漁協さんのほうに確認したいというふうに思っております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。14番佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 26ページ、2点ほど質問いたします。

まず、8款3項1目の河川事務経費でございます。委託料と工事請負費、鍋倉川の維持補修について、どのような補修をするのか、まず伺います。

それと、36ページの先ほどの運動場管理経費、鳥の海湾内の先ほど答弁がありました。陸上競技場の南側に予定しているということでございます。私も一般質問で子供の広場設置で人口交流拡大ということで申し上げましたが、この辺の詳細について、遊具の詳細について、お聞きをいたします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 鍋倉川の維持工事の関係ですが、7月28日の大雨がありまして、あの影響で、護岸、かなり奥のほう、砂利取り場とかある奥のほうの護岸が崩れておりますので、そちらの復旧の工事をしたいと考えております。以上です。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 遊具の詳細と今質問でございましたけれども、遊具、いろいろございますけれども、複合遊具というようなことで、滑り台だったり、滑り台とか登ったり降りたりとかと、複合的な遊具というようなことで考えてございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 河川のほう、鍋倉川のほうでございますけれども、林地開発に伴いまして砂利採取によって大雨が降ると度々被害が発生するわけでございます。そういうことから、多少の大雨でも耐えられるような工事にさせていただきたいというふうに思うわけです。というのは、この辺は神宮寺のリンゴ栽培しているところでございますので、十分にお願ひしたいというふうに思います。

それと、遊具でございますけれども、滑り台等々ということでございますが、その複合遊具、幼児用の低く、そして小さい滑り台や子供用の滑り台を設置しながら、楽しみながら体力増強できるような多くの遊びができる機能を取り入れた複合遊具、コンビネーション的な遊具を設置していただきたいというふうに思います。あとまた、ダイナミックな遊具というふうなことで、恐竜モニュメント的な、これ調べますと出てきます。もう安全性も確保されているというふうなことで、子供たちには大喜びをしたいと思います。大人の人も見た目にも大変いいというふうなことでダイナミックな遊具、その辺あたりも検討されて、楽しみながら大喜びするような遊具、鳥の海公園に行ったら楽しいよというふうに言われるような仕掛けづくりが大事かなというふうに思うわけでございます。その辺の考

え、いかがですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 先ほど遊具の、現在あそこにちっちゃな滑り台1つと今回複合遊具と。議員おっしゃった恐竜関係、そういう遊具も、今後引き続き今回のような民間による寄附であったり補助金等を活用しながら子供たちの遊び場の充実を図っていききたいなというふうに考えてございます。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） ご存じのとおり、鍋倉川は毎回大雨のたびに護岸が傷んでおりまして、それはこちらも考えておりまして、昨年度から継続して土砂とか流速を落とすような、そういうような大きなますを今建設中ではございまして、今年度も引き続きやる予定でございまして。ただ、沿川が長いものと、あと最上流のほうになると農地しかないところ、その費用的な効果も見ながら整備のほうは続けていきたいと考えております。

議長（佐藤 實君） 佐藤正司議員。

14番（佐藤正司君） 遊具について、全体的な都市公園、鳥の海公園というふうな配置計画も十分考慮されて設置されるよう望みます。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。9番佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それでは、まず最初に、今回の補正予算で、コロナウイルスの影響で減額された減額総額というのは幾らになったのか、まず最初にお聞きします。

議長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 減額ということでございますが、これまでといたしまして、補正予算、今回5号目になりますけれども、前にちょっとだけ減額した部分もございまして、それを含めまして3,780万円ぐらいの減額になっているかと思っております。以上になります。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9番（佐藤邦彦君） それで、2点目なんです、28ページの指定避難所テレビアンテナ、これ203万9,000円計上されています。それで5か所というふうなことになりますが、1か所当たり40万円というふうなことになります。それで、まずどのような状態の指定避難所に設置するのかというふうなことです。分配というところで引っ張ってこれなかったのか。

そして、もう一点は、5か所というのは、どこどこなのですかというふうなことです。

議長（佐藤 實君） 総務課長。

総務課長（牛坂昌浩君） ただいまの質問でございますけれども、小学校と中学校の5か所になります。亘理小学校、吉田小学校、それから亘理中学校、逢隈小学校、逢隈中学校になります。

内容的には、体育館のほうにアンテナをつけまして分配するような方法を考えてございます。以上です。

議長（佐藤 實君） 佐藤邦彦議員。

9 番（佐藤邦彦君） 分かりました。

それでは、第3問目でございますが、22ページの亘理地区行政事務組合経費、ここはたしか昭和40年代最後の頃に建築された建物だと記憶しておりますが、亘理葬祭場屋上防水等改修工事1,708万6,000円の負担金ですが、この工事概要というのは防水工事だけなのか、工事概要、これをまず教えてください。

そして全体の工事総額というのは幾らになるのか、これ山元町との合算でしょうか、そうしますと亘理町と山元町の負担割合も併せてお願いします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） まず、工事費総額でございますが、2,576万9,000円となっております。負担割合につきましては、工事費の30%が均等割で亘理町・山元町で2分の1、それから人口割ということで、工事費の70%、亘理町としましては73.28%、山元町が26.71%ということで、そちらを合計しまして今回の亘理町負担分が1,708万6,000円ということになっております。

工事の内容につきましては……、すみません。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） 主な工事の概要につきましては、屋上の塗膜防水工事、あと外部鋼製建具回りの防水シーリング工事、あと事務室・待合木製軒天改修工事、あと事務室・待合等休憩漏水の天井の貼り替え工事、あと事務室・待合等渡り廊下床ノンスリップ塩ビシートの貼り替え工事となっております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。2番鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 30ページ、先ほど鈴木高行議員が質問しましたけれども、小学校、

中学校のこの工事関係なんですけど、これ一般財源だけでやっていますけれども、
県の対象となり得る事業というのはなかったんでしょうか、お聞きします。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） 県の対象となる事業には該当するものではありませんでした。

議長（佐藤 實君） 鈴木邦彦議員。

2 番（鈴木邦彦君） 例えばこの逢隈小学校の東校舎の照明器具交換工事も、これも該当
になりませんでしたか。国土強靱化で今文科省が進めていて、それで国ですくえ
なかったものを県のほうですくうという形で今対応していると思うんですけど
も、それも該当になりませんでしたか。

議長（佐藤 實君） 教育次長。

教育次長（南條守一君） あくまでも落下防止の措置を講じていけばなりますけれども、た
だ電球の交換、要はLED化するわけなんですけれども、老朽化して、ですの
で、その落下防止対策が取れないので、県の対象にはならないということござ
いました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。13番澤井俊一議員。

13 番（澤井俊一君） 1点だけお伺いしますけれども、22ページ、3款民生費の2項1目
18新生児子育て支援臨時給付金なんですけれども、ほかの町村では10万円支給し
ている町村もございます。それで、10万円という金額は検討しなかったのかどう
か、お伺いしたいと思います。

議長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 金額の件につきましては、新聞報道のとおり10万円という
自治体が多うございますが、仙台市、塩竈市などは5万円ということになってお
ります。本町におきましては、さきに給付されております子育て世帯の臨時給付
金、児童1人当たり1万円、あとそれと独り親世帯に対しますまちづくりの支援
金で児童1人当たり2万円、それと現在進めております児童扶養手当受給世帯に
対します給付金につきましては1世帯5万円と、第2子以降については1人当
たり3万円を給付するというような制度がございます。そうした給付の状況を鑑み
まして、今回5万円というふうに設定させていただきました。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。3番高野 進議員。

3 番（高野 進君） 14ページ、歳入、雑収入、説明あるわけ、49障害福祉サービス費返

還金325万9,000円。2つあるわけですが、1つ、ここで。町長の提案理由によれば、障害福祉サービス費の不正受給に係る事業所からの返還金として追加補正するものであります。こういうことであります。問題は、この内容を説明されたいということ。事業所名も。それと、不正受給返還金だから追加補正するということですが、いつ入金されるのか、これがまず1つ。

2つ目、ページ、20ページ、障害者、これも福祉費、細目3、164万4,000円。これも町長の提案理由によれば、障害者福祉費において障害福祉サービス事業所の給付費不正受給に伴う国・県への返還金として追加補正するものと。これについて、内容、それに事業所名もご説明願いたいと思います。

議長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） それでは、お答えさせていただきたいと思います。

まず、この補正の初めの概要説明の中で財政課長も説明しておりましたが、これにつきましては、大河原町にあります福祉サービスを提供する事業所、アビリティーズジャスコにおきまして、人員の配置基準に違反があったというようなことで、人員が欠如していたと。それに伴って減算をしなければいけないんですが、保険者に給付費を請求するときに減算をしないではいけません、その減算をしなかったというような不正があったというようなことで、今回その不正分につきまして返還をしていただくというような形になります。それが歳入です。この歳入につきましては、もう既に8月中に事業所のほうから納入されているというような現状でございます。歳出につきましては、事業所のほうに保険者のほうから給付費というようなことで、サービスに対して給付をするんですが、その給付費の中には国と県と町の負担分というのがありまして、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1というようなことで、その不正分につきましては保険者のほうから負担金の返還を国・県にするというようなことで、今回164万4,000円を国と県に返還するというようなことが支出の分でございます。以上でございます。

議長（佐藤 實君） 高野 進議員。

3 番（高野 進君） 国2分の1、県4分の1、残り4分の1町ということになるわけですが、これらはどのように処理されていますか。これからどうまたされるのか、お伺いします。

議 長（佐藤 實君） 福祉課長。

福祉課長（佐藤育弘君） 返す……、返還方法ということでしょうか。それにつきましては、今後、県のほうから指示がございまして、その県のほうの指示に従ってこの金額を国のほうと、あとは県のほうに返すというような手続になろうかと思いません。（「あと、事業所名は」の声あり）歳入歳出とも、事業所名はアビリティーズジャスコでございまして。両方同じ業者です。（「了解」の声あり）

議 長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。6番大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 12ページの中ほどにありますけれども、財政調整基金でございましてけれども、現在の基金残高、これを教えていただきたいのが1点。

それから、22ページ、先ほどあった新生児子育て支援臨時給付金ですけれども、これの対象者数も教えていただきたい。

それから、もう一つですけれども、その下の亘理葬祭場の屋上防水の関係。葬祭場ですけれども、葬祭場の建設計画というか、今現在どうなっているのか、まずお聞きをしたい。

議 長（佐藤 實君） 財政課長。

財政課長（大堀俊之君） まず、12ページの財政調整基金の関係でございまして、今回の第5号補正予算になります。予算ベースの考え方で現在14億2,756万9,000円という状況になってございます。以上になります。

議 長（佐藤 實君） 子ども未来課長。

子ども未来課長（岩泉文彦君） 新生児の給付金につきましては、全体で220人を想定しております。

議 長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） 葬祭場の改修計画につきましては、平成30年の10月、11月に関係者の打合せ等を開いておりますけれども、その中では葬祭場のほうは必要な修繕を実施すれば当面使用可能というふうに判断されておまして、消防庁舎を優先したいという見解が示されたということの記録がございまして今に至っているような状況でございまして。

議 長（佐藤 實君） 大槻和弘議員。

6 番（大槻和弘君） 分かりました。では、22ページの一番下のやつですけれども、造血のワクチンですね。再接種費用の助成金ですけれども、これの対象者数を教えて

いただきたいのと、あと26ページ、一番上の新型コロナウイルス感染症対策事業継続支援、これの事業内容を教えていただきたい。

議長（佐藤 實君） 健康推進課長。

健康推進課長（齋藤 彰君） 造血幹細胞移植後のワクチン再接種費用助成金の対象ですけれども、そちらにつきましては、今のところ対象者は確認はしておりません。ただし、今後想定として2人分という形で取っております。以上です。

議長（佐藤 實君） 商工観光課長。

商工観光課長（関本博之君） 新型コロナウイルス感染症対策事業支援追加給付金事業、こちらの内容ということですがけれども、こちらについては、先日の全員協議会のほうでも説明いたしましたとおり、今現在、町のほうでコロナ関連の事業者支援ということで、前年同月と比較して20%以上減収になっている事業者に対しまして10万円の給付金、こちらを事業としてやっておりますけれども、こちらの交付決定を受けた事業者に対しまして、さらに10万円を追加して交付するという事業内容になります。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。1番小野一雄議員。

1番（小野一雄君） 1点だけ簡単に質問したいと思います。

まず、10ページの歳入の関係で、9目総務費国庫補助金3節細目3の個人番号カード交付補助金52万6,000円、それから関連で、18ページ、同じく2款3項1目4節です。住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、この中の52万6,000円、計上されておりますが、1つは町全体で個人、この台帳を申請した数……、ごめん。失礼しました。間違っていました。マイナンバーです、マイナンバー。マイナンバーの52万6,000円ありますね。マイナンバーカードの取得者、何人いるか。今日の新聞だと全国で19.6%ぐらいだと。なかなか伸びない。これに何か附帯、QRコードをつけて拡大を図るんだみたいな載っておりますが、町の現状どうなのか。どのくらいのカード申請者があったのか、お聞きします。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） まず、こちら、歳入の個人番号カード交付補助金52万6,000円とそれから歳出で52万6,000円ということでございますけれども、こちらマイナンバーカードの発行業務に関しまして、令和元年度の4月から8月に発行をいたしました数字に対しまして、令和2年度になりますと8倍近く、平均して8倍近

く発行枚数が増えているということがございます。例えば、令和元年の4月31枚発行だったものが令和2年の4月ですと146枚の発行というような形で、増加しておることがございまして、それで、あと、ごめんなさい、町全体の現在の発行数でございますが、ちょっと資料を持ってきているんですけども、今、申し訳ありません。すみません、資料を……（「後でいいよ」の声あり）あと、確定しましたらばご説明申し上げますが、そういったことで、発行枚数がかなり増えているということがございまして、このたび会計年度任用職員を年度途中でございまして採用しまして、こちらのカード発行業務に従事していただきたいと考えているところでございます。

議長（佐藤 實君） 小野一雄議員。

1 番（小野一雄君） 元年度は31人、今年度、令和2年度は146人ですか。そうすると、トータルの数字は後で正確なやつを教えてくださいたいと。伸びているんだということですね。将来は任期付職員をこれの整備に充てたいというお話なんです、了解です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。10番木村 満議員。

10番（木村 満君） 2点、28ページのスクールソーシャルワーカー、増額になっているんですけども、こちらの増額の背景が1点。

2点目が36ページの荒浜体育館の改修工事、こちら先ほど議案説明のところでは説明もらったんですけども、ちょっともう一度具体的にご説明よろしく願いいたします。荒浜体育館。

議長（佐藤 實君） 教育総務課長。

教育総務課長（太田貴史君） スクールソーシャルワーカーの費用弁償費が上がっているわけでございますけれども、昨年度任用しておりましたスクールソーシャルワーカーと今年度配置になりましたスクールソーシャルワーカーが変更になりまして、通勤距離が伸びたため増額となったものでございます。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 荒浜体育館でございますけれども、消火設備定期点検の際、体育館の西側に水をくみ上げるポンプございますけれども、そこから、ポンプからくみ上げてまして体育館の床下を通して体育館内に設置されております消火設備につながっているわけなんですけれども、その配管が経年劣化によりまして破

損しているため、新しい配管に交換する工事となります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） そうしますと、この体育館のポンプの改修工事というのは、これ震災復興とは全く関係なくやるというようなことでよろしいのでしょうか。震災復興のところの復旧工事で対応しなかった部分、対応にならなかったということでもよしかったんですか。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 荒浜体育館の災害復旧時には西側の今言ったポンプのシステムは交換してございますけれども、配管については使えるということで、災害復旧の工事のときには何もしていないという形になります。以上です。

議長（佐藤 實君） 木村 満議員。

10番（木村 満君） 最後に、鳥の海公園の遊具設置なんですけれども、こちら200万円の貴重なご寄附をいただきまして遊具設置ということで、大変ありがたい、感謝申し上げますところでございます。ただ、先ほど生涯学習課長の答弁によりますと、さらなる設置の増設も検討しているということなんですけれども、そうしますと、現在、それから今回の遊具ではまだまだちょっと足りないというようなそういう認識をお持ちなのかどうか、お伺いいたします。

議長（佐藤 實君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（片岡正春君） 遊具の数ということで、今回設置すれば2個目というような形で、まだまだ十分とは言えない状況だと思っております。以上です。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。17番鈴木邦昭議員。

17番（鈴木邦昭君） 22ページでございますけれども、22ページの18節です。亘理葬祭場の屋上防水の件でお聞きしたいと思います。

3点、まず1,700万円という大きな金額をここに計上されているわけですが、平米数、それから仕様が分かれば仕様も教えていただきたいということ、これ足場も含めてこれで1,700万円になっているのかどうか、それをお願いします。

議長（佐藤 實君） 都市建設課長。

都市建設課長（袴田英美君） まず、主な平米数ということで、防水の部分なんです、平面部分が276平米で、立ち上がりは24平米の防水となっております。規格仕様としましては、X-1の絶縁工法となっております。あと、ウレタンのゴム系を使

用するものでございます。

そしてあと、金額につきましては、先ほど町民生活課長が言ったのは全体で二千数百万円ということを書いてございますので、山元町との負担割合で1,700万円となっているものでございます。（「足場は」の声あり）足場は込みでございます。

議長（佐藤 實君） 町民生活課長。

町民生活課長（岡崎詳子君） 申し訳ありませんでした。先ほどマイナンバーカードの発行数ということでご質問あった件につきまして、令和2年度の8月までの交付枚数の全数としましては、亘理町、5,413枚となっております。以上でございます。

議長（佐藤 實君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第72号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和2年度亘理町一般会計補正予算（第5号）の件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は13時30分といたします。休憩。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 再開

議長（佐藤 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 議案第73号 令和2年度亘理町介護保険特別会計補正予算
（第1号）

議長（佐藤 實君） 日程第8、議案第73号 令和2年度亘理町介護保険特別会計補正予

算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。長寿介護課長。

長寿介護課長（橋元栄樹君） それでは、議案第73号についてご説明申し上げますので、別冊の令和2年度互理町介護保険特別会計補正予算書（第1号）をご準備いただき、1ページ目をお開き願いたいと思います。

議案第73号 令和2年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）。

令和2年度互理町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,844万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、介護給付費負担金等の精算によりまして返還金が生じたのが主なものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開きいただきたいと思います。

11ページ、中段になりますけれども、右側の説明欄をご覧いただきたいと思えます。令和元年度分の事業費の確定に伴いまして介護給付費負担金等を精算した結果、返還金が生じることから、6款3項1目返還金といたしまして4,023万6,000円を追加補正するとともに、その財源といたしまして5款1項1目基金積立金を3,202万7,000円減額し、充当するものでございます。

続きまして、歳入に移りますので、8ページ、9ページをお開き願いたいと思えます。

4款1項1目介護給付費交付金並びに4款1項2目地域支援事業支援交付金につきましては、令和元年度分の介護給付費等の精算によりまして追加交付となることから、この2つを合わせて812万円を増額補正するものでございます。

次に、9款1項1目繰越金につきましては、令和2年度への純繰越額が208万9,000円となりましたことから、当初予算では200万円を計上しておりますので、今回8万9,000円を増額補正をするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（佐藤 實君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 討論なしと認めます。

これより、議案第73号 令和2年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（佐藤 實君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号 令和2年度亙理町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてから

日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで

（以上2件一括議題）

議 長（佐藤 實君） 日程第9、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第10、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての以上2件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議 長（佐藤 實君） 諮問第1号及び諮問第2号の2件について、当局から提案理由の説明を求めます。町長。

町長（山田周伸君） それでは、私のほうから、諮問第1号及び諮問第2号につきましてご説明申し上げます。

現在、人権擁護委員として活動いただいております6名の委員のうち、武藤育子委員と菊池芳晴委員の2名の委員の任期が令和2年12月31日をもって終了となります。菊池委員につきましては引き続き、武藤委員につきましては3期9年3か月にわたり活動をいただいておりますが、後進に道を譲るということで、再任

については辞退したいという申出があり、その後任といたしまして新たに渡邊佳子氏を人権擁護委員に推薦したいと存じまして、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意をいただきたく、ご提案申し上げます。

それでは、諮問第1号をご説明申し上げます。

住所は亙理町逢隈鹿島字倉庭1番地、氏名は菊池芳晴、生年月日は昭和33年6月13日でございます。

菊池氏は、平成29年10月に人権擁護委員に選任されて以来、現在に至るまで1期3年3か月にわたり、熱心に人権擁護活動に取り組まれている方でございます。

次に、諮問第2号でございますが、住所は亙理町字下小路2番地7、氏名は渡邊佳子、生年月日は昭和29年7月28日でございます。

経歴につきましては、記載のとおりでございますが、昭和52年3月に東北学院大学経済学部を卒業され、昭和53年3月には千葉敬愛短期大学の初等教育科の課程を修了されております。

職歴といたしましては、昭和53年4月に石巻市立住吉小学校において講師に就かれ、昭和54年4月には女川町立女川第一小学校の教諭に、以降岩沼南小学校、山下小学校、山元養護学校、坂元小学校、そして亙理小学校におきましてご活躍され、退職後におきましても吉田小学校の講師を務められるなど、長年にわたり教育現場に携わり、豊富な識見、そして高潔な人格をお持ちの方でございます。

以上のことから、菊池氏、渡邊氏が人権擁護委員として最適任であると考え、推薦したいと存じます。

つきましては、2件の諮問について、議員各位のご同意方よろしくお願い申し上げます。説明とさせていただきます。何とぞ慎重ご審議賜り、原案どおり可決承認くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤 實君） 当局の説明が終わりました。

これより議案ごとに質疑、採決を行います。

まず、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件について、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（佐藤 實君） 質疑なしと認めます。

討論は、先例により省略いたします。

これより、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を採決いたします。この採決は起立により行います。本案は原案のとおり答申することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（佐藤 實君） 着席願います。

起立全員であります。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、一括議題に係る質疑、採決は終了いたしました。

日程第11 報告第15号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）

議長（佐藤 實君） 日程第11、報告第15号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

[議案末尾掲載]

議長（佐藤 實君） 当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第15号 専決処分の報告についてご説明いたしますので、40ページをお開き願います。

報告第15号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）。

今回の専決処分につきましては、令和2年8月17日に損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分を行ったため、同条第2項の規定により議会へ報告するものでございます。

隣の41ページ、専決処分書をご覧ください。

令和2年7月17日に亙理町逢隈鷺屋字深町241番地1で発生した公用車の事故について、損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の必要が生じたので、専決事項の指定（平成16年亙議発第10号）第2項の規定により専決処分したものです。

概要につきましては、次の42ページの別紙をご覧ください。

和解の相手方につきましては、議案書記載のとおりです。

和解の内容としては、まず（1）としまして、亙理町は、本件事故に関し、上記相手方に対しての支払いはないものとする。（2）としまして、相手方と亙理町は、本件事故に関し、本条項に定めるほか今後いかなる事情が発生しても、異議申立てをしないことを双方とも確約するというものでございます。

事故の状況といたしましては、令和2年7月17日の午後2時50分頃、本町公用車が悠里道路を東から西に向かい走行中、逢隈鷺屋のJA倉庫のところの交差点におきまして、南と北から来る車両の通過を一時停止で待っていたところ、南から走行してきた車両がよく前方を確認せず交差点を右折したため、北から走行してきた車両と衝突し、その勢いで、一時停止で止まっていた本町の公用車に衝突したというものでございます。

なお、補足させていただきますと、今回の公用車の事故につきましては、相手方の過失割合が100%であり、町に対して賠償金15万7,509円が支払われる予定となっております。

以上で、報告第15号専決処分の報告についての説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第15号 専決処分の報告についての説明が終わりましたが、本件は報告だけでありますので、ご了承願います。

日程第12 報告第16号 令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてから

日程第13 報告第17号 令和元年度亙理町水道事業会計の資金不足比

率についてまで

(以上 2 件一括議題)

議長（佐藤 實君） 日程第12、報告第16号 令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び日程第13、報告第17号 令和元年度亙理町水道事業会計の資金不足比率についての以上 2 件は、関連がありますので一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（佐藤 實君） 初めに、報告第16号について、当局からの提案理由の説明を求めます。財政課長。

財政課長（大堀俊之君） 報告第16号 令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率についてをご説明いたします。

議案書の43ページをご覧ください。

報告第16号 令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について。

令和元年度亙理町健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、議会に報告するものです。

健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づき、財政の健全性を判断する指標として公表が求められているものです。

初めに、健全化判断比率ですが、4つの指標がある中、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、その名称のとおり赤字の状況を比率で表すものですが、本町はいずれの比率におきましても黒字であるため、数値として計上されないものです。

また、実質公債費比率については、4.8%となっておりますが、前年度の平成30年度の比率4.9%より0.1ポイント下がっており、早期健全化基準である25.0%、財政再生基準である35.0%を大きく下回った良好な数字となっております。

4つ目の将来負担比率につきましても、将来負担額が生じていないため、実質赤字比率、連結実質赤字比率と同様に数値として計上されておらず、早期健全化基準である350.0%を大きく下回っているものであります。

次に、資金不足比率であります。亘理町公共下水道事業特別会計、わたり温泉鳥の海特別会計、亘理町工業用地等造成事業特別会計の3会計が該当するものですが、いずれの会計とも資金不足を生じていないため、数値として計上されないものでございます。

以上のことから、本町は令和元年度におきましても、これまで同様、財政健全化法に基づく4指標のいずれもが国が示す早期健全化基準及び財政再生基準、こちらを大きく下回るとともに、資金不足比率についても、経営健全化基準である20.0%を下回り、健全な財政を維持していると判断されるものであります。

以上で、報告第16号 令和元年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率の説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 次に、報告第17号について、当局からの提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（齋藤秀幸君） それでは、議案書の44ページをお開き願います。

報告第17号 令和元年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についてご説明いたします。

令和元年度亘理町水道事業会計の資金不足比率について、地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により下記のとおり報告するものでございます。

資金不足比率。亘理町水道事業会計、資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため数値として表せないものとなっております。表につきましては、ハイフン表示でございます。

以上で説明を終わります。

議長（佐藤 實君） 以上で報告第16号 令和元年度亘理町健全化判断比率及び資金不足比率について及び報告第17号 令和元年度亘理町水道事業会計の資金不足比率についての説明が終わりましたが、本件は報告だけありますので、ご了承願います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時50分 散会

上記会議の経過は、事務局長 西山茂男の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 佐藤 實

署名議員 鈴木 秀一

署名議員 小野 明子